

土地収用法第15条の14に基づく 新「道の駅」かんおんじ（仮称） 整備事業説明会

- 1 本説明会の趣旨
- 2 新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業について
 - （1）事業の目的
 - （2）事業の内容
- 3 土地収用法に基づく事業認定について

日 時：令和8年4月25日（土） 14:00～

場 所：豊浜公会堂

開催者：観音寺市政策部プロジェクト推進課

本説明会の趣旨

- 本日の説明会は土地収用法第15条の14に基づき実施するものです。
- 事業の目的及び内容、事業の認定について、特に土地所有者や永小作権等権利を有する方に説明することを目的としています。
- 本日の説明会において、土地の取得などに関する金額の提示や交渉は行いません。
- 金額や契約など具体的なお話については、後日、改めてご連絡させていただきます。

※「事業の認定」とは、市が土地を取得するための手続きのことです。

新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業について

（１）事業の目的

○現状と課題

- 人口減少社会のもと、観音寺市においてもこの傾向は今後も続くと思込まれる。
- 人口減少の進行により、地域コミュニティの機能低下や生活関連サービスの縮小、各産業における後継者不足の問題など、さまざまな影響が懸念される。
- 全国的にも大規模な自然災害が相次いでいることに加え、南海トラフ地震による被害も想定される。



- 交流、関係人口を増やし地域経済の活性化が必要
- 災害発生時に活用できる防災拠点が必要

新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業について

現状の課題を解決するための1つの施策として、

新「道の駅」かんおんじ（仮称）を整備し、

観音寺市の持続可能な発展につなげる

○新「道の駅」かんおんじ（仮称）の整備効果

- 本市のみならず、広くは県内や四国全域のゲートウェイとなり、交流、関係人口が増加。
- 地域内の消費や観光消費額を増加させ、地域経済を活性化。
- 観音寺市のみならず四国全域の広域的な防災拠点として、安全・安心に暮らせるまちの構築に寄与。

新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業について

（２）事業の内容

○事業の経過

令和４年度 新たな道の駅の整備について検討開始

新道の駅市民検討委員会設置

令和５年度 新「道の駅」基本構想策定

建設候補地の選定

令和６年度 新「道の駅」基本計画策定

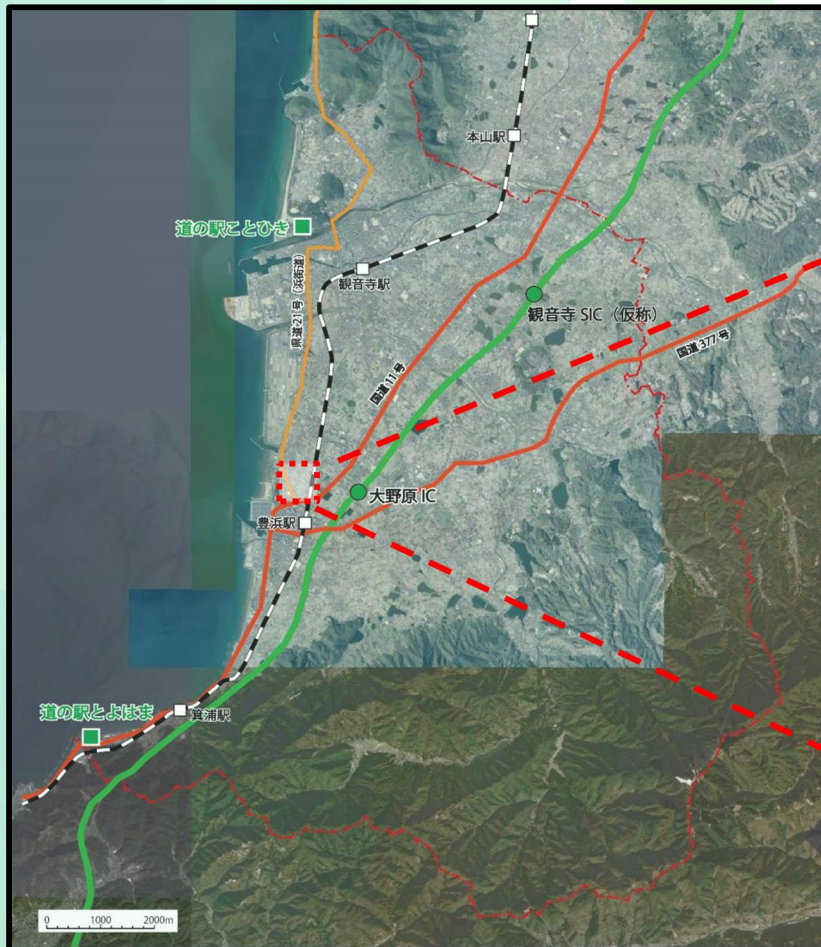
令和７年度 新「道の駅」指定管理候補者決定

（穴吹エンタープライズ株式会社）

道の駅及び周辺道路に係る設計開始

新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業について

○建設計画地（概要）



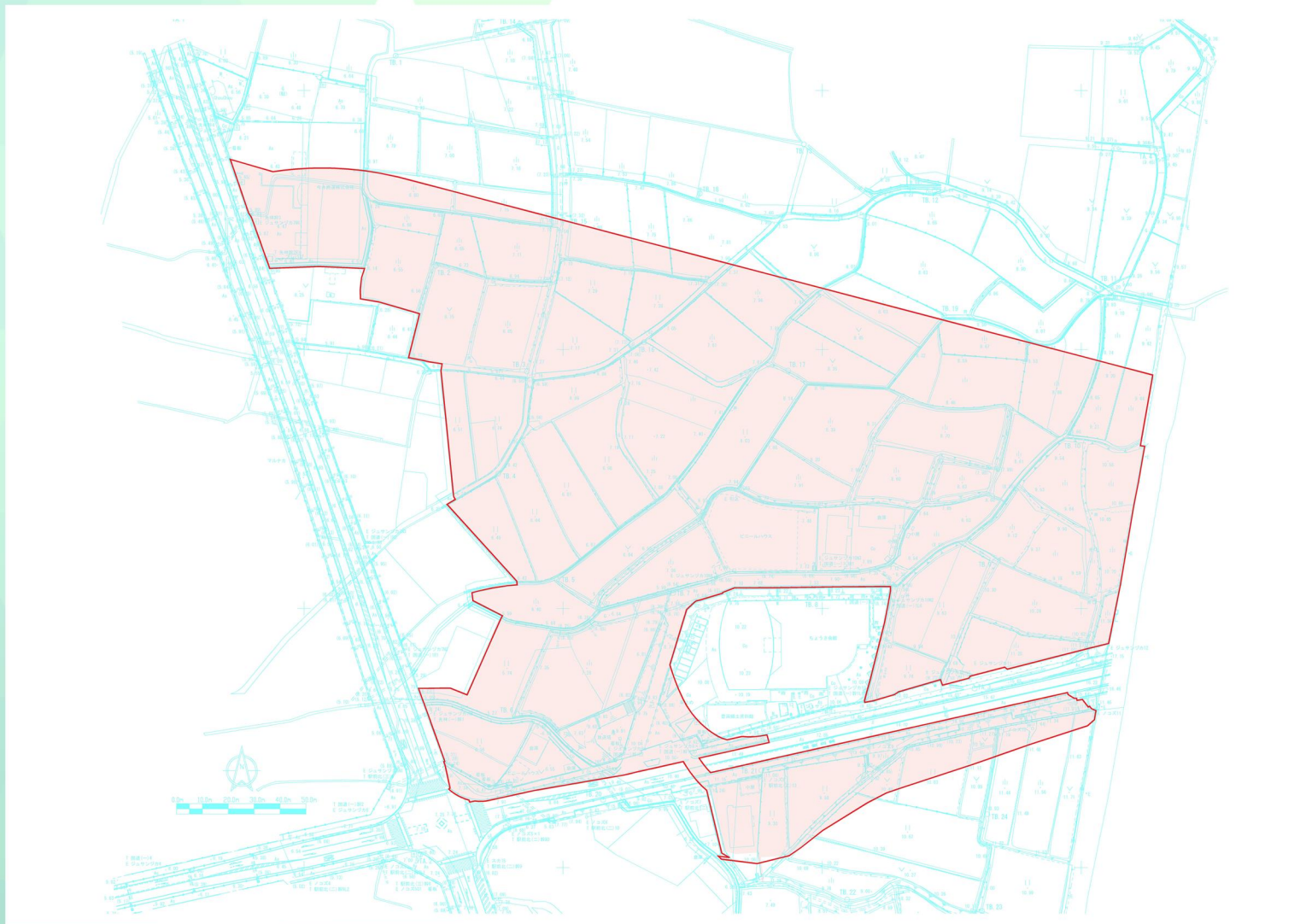
新「道の駅」かんおんじ（仮称）
建設計画地



※◎ NTTインフラネット, Maxar Technologiesをもとに建設候補地等をプロット
出典：◎ NTTインフラネット, Maxar Technologies

新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業について

○建設計画地（詳細）



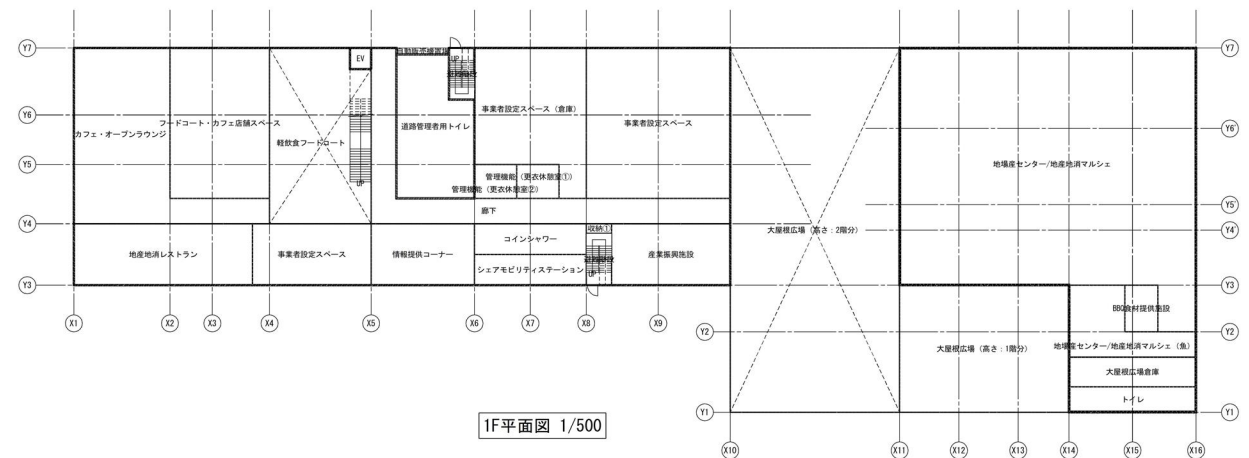
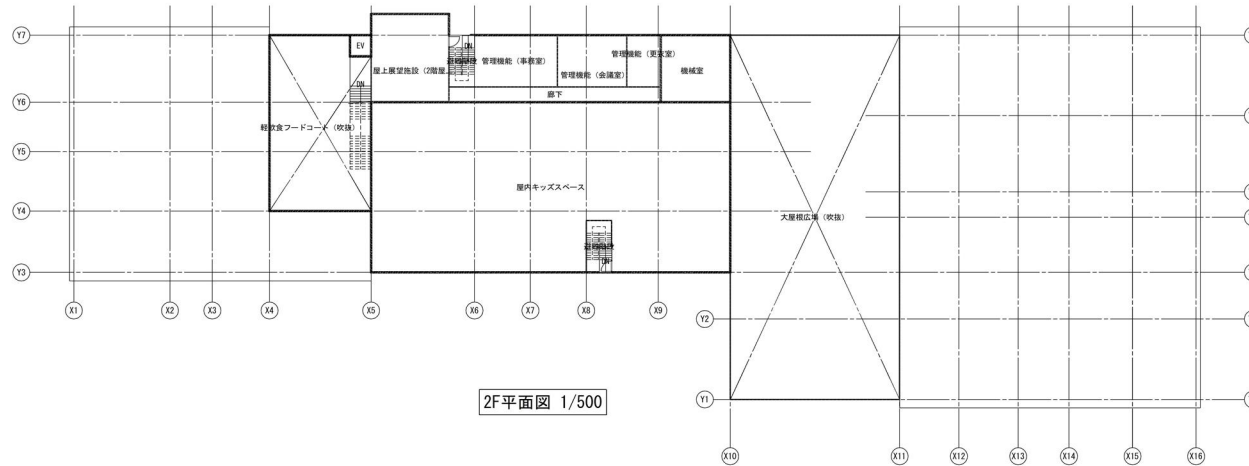
新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業について

○敷地配置計画案



新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業について

○施設平面計画案



土地収用法に基づく事業認定について

○事業認定とは

事業認定庁が、起業者が行う事業について、公共のために土地等を収用又は使用する必要があることを認定する行為です。今回の新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業の場合は、起業者である観音寺市が、事業認定庁である香川県に申請し、認定を受ける流れとなります。

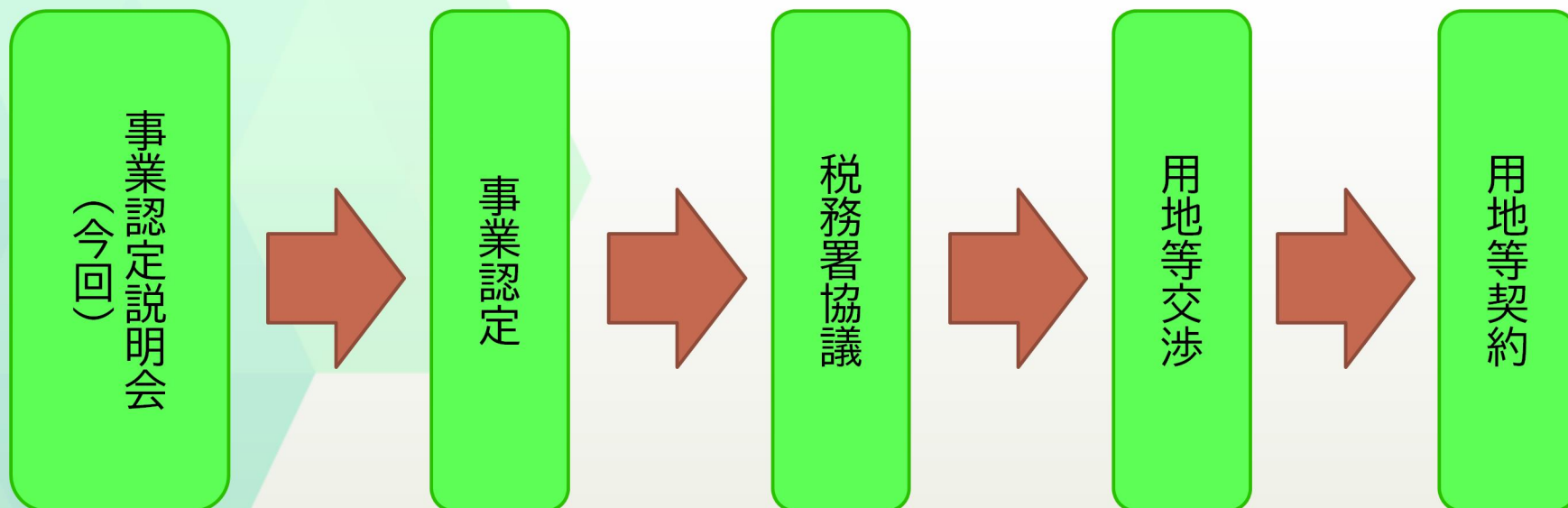


土地収用法に基づく事業認定について

○事業認定の効果

用地売却等にかかる所得について、5,000万円の特別控除が適用され、税負担を軽減することができます。

○用地契約までの流れ



※具体的な日程等については、後日、改めてご連絡します。

ご静聴ありがとうございました。

引き続き、新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業へのご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

観音寺市政策部プロジェクト推進課

TEL：0875-23-7577

Mail：project@city.kanonji.lg.jp